

◎退会勧告及び会員権停止処分者

【処分を行った日】

令和5年2月18日

【処分の内容】

退会勧告及び会員権停止（令和5年3月3日から3年間）

未納会費全額の納入が確認された時点で会員権停止措置を解除するものとする。

【処分の理由】

令和2年度前期会費40,000円につき、「会費納入に関する事務処理規程」第2条第1号に定める納入期限である、令和2年5月末日及び督促の納入期限である令和2年7月末日から、滞納が2カ年を超過したことが、以下の法及び会則に抵触するため。

- ・社会保険労務士法第25条の30（会則を守る義務）
- ・岡山県社会保険労務士会会則第39条（会則等の遵守）
- ・岡山県社会保険労務士会会則第57条（会費の納入）

【処分を受けた会員】

- ・氏名 義若 智康
- ・登録番号 33000002
- ・事務所の名称及び所在地

社会保険労務士義若智康事務所

玉野市日比2-1-1